

【第2条】

熊本県行政文書等の管理に関する条例（平成23年熊本県条例第11号）新旧対照表

旧	新
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>2 この条例において「地方独立行政法人等」とは、県が設立した地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人並びに熊本県住宅供給公社及び熊本県道路公社をいう。</p> <p>3～7 略</p> <p>第17条 利用請求に係る特定歴史公文書に県、国、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)第2条第2項に規定する独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、熊本県住宅供給公社及び熊本県道路公社並びに利用請求をした者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合には、知事は、当該特定歴史公文書を利用させるか否かについての決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書の名称その他知事が規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(定義) 第2条 略</p> <p>2 この条例において「地方独立行政法人等」とは、県が設立した地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人_____及び熊本県道路公社をいう。</p> <p>3～7 略</p> <p>第17条 利用請求に係る特定歴史公文書に県、国、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)第2条第2項に規定する独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人_____及び熊本県道路公社並びに利用請求をした者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合には、知事は、当該特定歴史公文書を利用させるか否かについての決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書の名称その他知事が規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2～4 略</p>